

第17回ワーキンググループにおける指摘事項等について

平成28年6月

1. 第4条第1項第1号（国旗、菊花紋章等）

一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標

（1）前回WG（第17回）の指摘事項

基準2.につき、菊花紋章の図形を掲載してはどうか。

（2）指摘事項に対する考え方

あえて掲載する必要はないと考える。

2. 第4条第1項第2号、第3号及び第5号（国の紋章、記章等）

二 パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であって、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

三 国際連合その他の国際機関（ロにおいて「国際機関」という。）を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標（次に掲げるものを除く。）

イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であって、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの

五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの

(1) 前回WG（第17回）の指摘事項

- ①基準1. における告示の例に「告示日」を記載すべきではないか。
- ②基準2. (1)において「国家等の尊厳を・・・」とあるが、「等」の文字は不要ではないか。
- ③第3号のイにおける、「これに類似するもの」についての基準を記載すべきではないか。
- ④基準4. (1)について、品質誤認防止の観点以外に、公益目的、例えば、「監督官庁等の権威の尊重」といった趣旨の記載を追加してはどうか。

(2) 指摘事項に対する考え方

上記①から④について、御指摘どおり修正を行うこととする。

特に、③については、4条1項11号の類否基準と同様の基準として追記した。

3. 第4条第1項第9号（博覧会の賞）

政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）

(1) 前回WG（第17回）の指摘事項

- ①基準2. (2)(ア)における「離島等の」の文字は削除すべきではないか。
- ②基準3. の見出しは、条文の記載どおり「『同一又は類似の標章を有する商標』について」とすべきではないか。

(2) 指摘事項に対する考え方

上記①及び②について、御指摘どおり修正を行うこととする。

4. 第4条第1項第14号（種苗法で登録された品種の名称）

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

（1）前回WG（第17回）の指摘事項

①基準2. については、実態に則して、商品「果実」とも類似と判断すべきではないか。②基準3. における「・・・満了等により消滅した後は」の次に「本号に該当せず」の文言を追加すべきではないか。

（2）指摘事項に対する考え方

上記①については、実際どの程度のニーズがあるのかについて把握が必要であること、審査実務における商品の類否判断に関わる事項であること等から、引き続き検討を行うこととする。

上記②について、御指摘どおり修正を行うこととする。

5. 第4条第1項第17号（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）

日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

（1）前回WG（第17回）の指摘事項

①基準1. の例示に、我が国の焼酎の例を追記すべきではないか。

②基準2. について、「その産地の誤認混同の有無は問わず、形式的に構成中に含むか否かにより判断するものとする。」との表現のほうがわかりやすいのではないか。

（2）指摘事項に対する考え方

上記①及び②について、御指摘どおり修正を行うこととする。

（3）その他

①基準1. について、「その他の言語で翻訳したと認められる文字」を「その他の翻訳と認められる文字」に修正。

②基準2. の例示「商標『球磨の光』」を「商標『琉球の光』」に修正。

6. 第7条の2第2項、第3項、第4項（地域の名称）

2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

3 第一項の場合における第三条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

（1）前回WG（第17回）の指摘事項

基準3. における「温泉における入浴施設の提供」の記載は、第7条の2第1項第2号における基準3. (1)⑦における「温泉浴場施設の提供」の記載と統一してはどうか。

（2）指摘事項に対する考え方

上記指摘事項について、御指摘どおり修正を行うこととする。